

65歳超雇用推進助成金のご案内

高齢者の雇用の安定に資する措置を講じる事業主の方に、国の予算の範囲において、以下の助成金を支給しています。

65歳超継続雇用促進コース

就業規則等により65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止又は希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施したこと、当該就業規則の改定等に専門家等に就業規則の改正を委託し経費を支出したことなど一定の要件に当てはまる事業主に、対象被保険者数及び定年等を引上げる年数に応じて、以下の額を支給します。

実施した制度	65歳への定年引上げ		66歳以上への定年引上げ		定年の廃止	66～69歳の継続雇用への引上げ		70歳以上の継続雇用への引上げ	
	引上げた年齢	対象被保険者	5歳未満	5歳以上		4歳未満	4歳	5歳未満	5歳以上
1～2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円	5万円	10万円	10万円	15万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円	20万円	80万円	25万円	100万円

※ 1事業主(企業単位) 1回限りとします。

※ 定年引上げと継続雇用制度の導入をあわせて実施した場合の支給額はいずれか高い額のみとなります。

高齢者評価制度等雇用管理改善コース

認定された雇用管理整備計画に基づき高齢者雇用管理整備措置を実施した場合の、当該措置の実施に必要な専門家への委託費等及び当該措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費を支給対象経費(注)とし、支給対象経費に60%(中小企業事業主以外は45%)を乗じた額を支給します。

なお、生産性要件を満たす事業主の場合は、支給対象経費の75%(中小企業事業主以外は60%)を乗じた額となります。

高齢者雇用管理整備措置の種類	支給対象経費
イ 高齢者に係る賃金・人事処遇制度の導入・改善	<p>○ 高齢者の雇用管理制度の導入等(労働協約又は就業規則の作成・変更)に必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費</p> <p>○ 上記の経費の他、左欄の措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費(計画実施期間内の6か月分を上限とする賃借料またはリース料を含む)</p>
ロ 労働時間制度の導入・改善	
ハ 在宅勤務制度の導入・改善	
ニ 研修制度の導入・改善	
ホ 専門職制度の導入・改善	
ヘ 健康管理制度の導入	
ト その他の雇用管理制度の導入・改善	

(注)その経費が50万円を超える場合は50万円。なお、企業単位で1回に限り、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします。

高齢者無期雇用転換コース

認定された無期雇用転換計画に基づき50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象労働者1人につき48万円(中小企業事業主以外は38万円)を支給します。

なお、生産性要件を満たす場合は対象労働者1人につき60万円(中小企業事業主以外は48万円)となります。

また、対象労働者は1支給年度(4月～翌年3月まで)1適用事業所あたり10人までとなります。

助成金の受給後に不正受給が発覚した場合、受給した助成金の返還に加え、延滞金、返還額の2割※に助成金受給額をのせた払戻しに義務を、高年齢労働者等の、雇用手業の主な名定等の公に表開、する定法期律間(の昭各和種46助年成法金律の第68号給)措第置8等条が及とびら第9条第1項の規定と異なる定めをしていないことなど、一定の要件を満たす必要があります。

詳細な要件につきましては各助成金の「支給申請の手引き」をご確認ください。不正受給は絶対になさらないでください。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
 京都支部 高齢・障害者業務課
 (TEL : 075-951-7481)

65歳超雇用推進助成金

「高年齢者評価制度等雇用管理改善コース」について、 令和2年4月1日から支給対象経費と上限額を拡充します

65歳超雇用推進助成金※¹のうち「高年齢者評価制度等雇用管理改善コース」について、令和2年4月1日から以下のとおり支給対象経費とその上限額を変更する予定です。

※¹ 厚生労働省ホームページ「65歳超雇用推進助成金」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139692.html>

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

(令和2年4月1日以降に雇用管理整備計画書を提出した事業主から適用されます)

高年齢者の雇用管理制度の整備等を実施した事業主に助成します。

具体的には、高年齢者の雇用の機会を増大するための、次のような措置を実施した事業主に助成します。

- ① 高年齢者の職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処遇制度の導入または改善
- ② 高年齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度の導入または改善
- ③ 高年齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度の導入または改善
- ④ 高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入または改善
- ⑤ 専門職制度など、高年齢者に適切な役割を付与する制度の導入または改善
- ⑥ 法定外の健康管理制度(胃がん検診等や生活習慣病予防検診)の導入 等

支給対象経費は、次のAおよびBの経費とします。

A 雇用管理制度の導入または見直しに必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費

B Aのほか、上記「助成内容」のいずれかの措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費

ご注意ください！ 本リーフレットに記載の内容は、令和2年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提のため、今後、変更になる可能性があります。